

第 80 号議案

加東市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件

加東市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

加東市土地改良事業分担金徴収条例（平成 18 年加東市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

土地改良事業の分担金の額は、県の示す基準に基づき算定した額及び兵庫県土地改良事業団体連合会が示す賦課算定方式に基づき算定した特別賦課金の額とする。ただし、第 2 条第 1 項第 6 号に規定する災害復旧事業の分担金の額は、国又は県から交付を受ける補助金を差し引いた額の全額及び兵庫県土地改良事業団体連合会が示す賦課算定方式に基づき算定した特別賦課金の額とする。

第 4 条第 2 項中「前項」を「第 2 条」に改め、同条第 4 項中「第 113 条の 2 第 2 項」を「第 113 条の 3 第 2 項」に、「前 2 項」を「前 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 80 号議案 要旨

加東市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

土地改良法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 39 号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

法の施行により生じた引用条項の条ずれを改めること及び文言の整理を行うこと。（第 4 条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(分担金の額)</p> <p>第4条 <u>市営土地改良事業の分担金の額は、県営土地改良事業の負担率による額とし、当該県営土地改良事業の負担額は、県が示すガイドラインの額とする。ただし、第2条第1項第6号に規定する災害復旧事業の分担金の額は、国又は県から交付を受ける補助金を差し引いた額の全額とする。</u></p> <p>2 <u>前項</u>に規定する事業に係る調査設計費については、全額市が負担するものとし、受益者の負担は要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長及び知事が指定する土地改良事業の施行に係る地域内の農地が<u>法第113条の2第2項</u>の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日(その公告において、工事完了日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合、又は知事が補助金の返還を要しないものとして、承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき、法第3条に規定する資格を有する者から徴収する額は、市営土地改良事業にあっては当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に</p>	<p>(分担金の額)</p> <p>第4条 <u>土地改良事業の分担金の額は、県の示す基準に基づき算定した額及び兵庫県土地改良事業団体連合会が示す賦課算定方式に基づき算定した特別賦課金の額とする。ただし、第2条第1項第6号に規定する災害復旧事業の分担金の額は、国又は県から交付を受ける補助金を差し引いた額の全額及び兵庫県土地改良事業団体連合会が示す賦課算定方式に基づき算定した特別賦課金の額とする。</u></p> <p>2 <u>第2条</u>に規定する事業に係る調査設計費については、全額市が負担するものとし、受益者の負担は要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長及び知事が指定する土地改良事業の施行に係る地域内の農地が<u>法第113条の3第2項</u>の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日(その公告において、工事完了日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合、又は知事が補助金の返還を要しないものとして、承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき、法第3条に規定する資格を有する者から徴収する額は、市営土地改良事業にあっては当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に</p>

<p>相当するものを、県営土地改良事業にあつては県が国から交付を受けた補助金及び県が負担した額に相当するものを前2項に規定する分担金の賦課算定方式により当該転用農地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合は、当該収入のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。</p>	<p>相当するものを、県営土地改良事業にあつては県が国から交付を受けた補助金及び県が負担した額に相当するものを前3項に規定する分担金の賦課算定方式により当該転用農地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合は、当該収入のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。</p>
--	--